

望ましい営農型太陽光発電について

令和8年9月

農林水産省

大臣官房
環境バイオマス政策課

営農型太陽光発電とは

- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に支柱を立てて、太陽光パネルを設置し、下部の農地において営農を継続しながら発電を行う事業。
- 適切に実施すれば、作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の改善が期待できる取組手法となり得る。



露地の畑の上部にパネルを設置（大豆）



パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージについて

● 大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ （令和7年12月23日：大規模太陽光発電事業に関する関係閣僚会議決定） 抜粋

再生可能エネルギーについて、2012年のFIT制度開始以降、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例がみられている。再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域との共生や環境への配慮が大前提である。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。

政府として、「不適切事業に対する法的規制の強化」「地域の取組との連携強化」「地域共生型への支援の重点化」という3つの柱からなる「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を策定し、関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

3. 地域共生型への支援の重点化

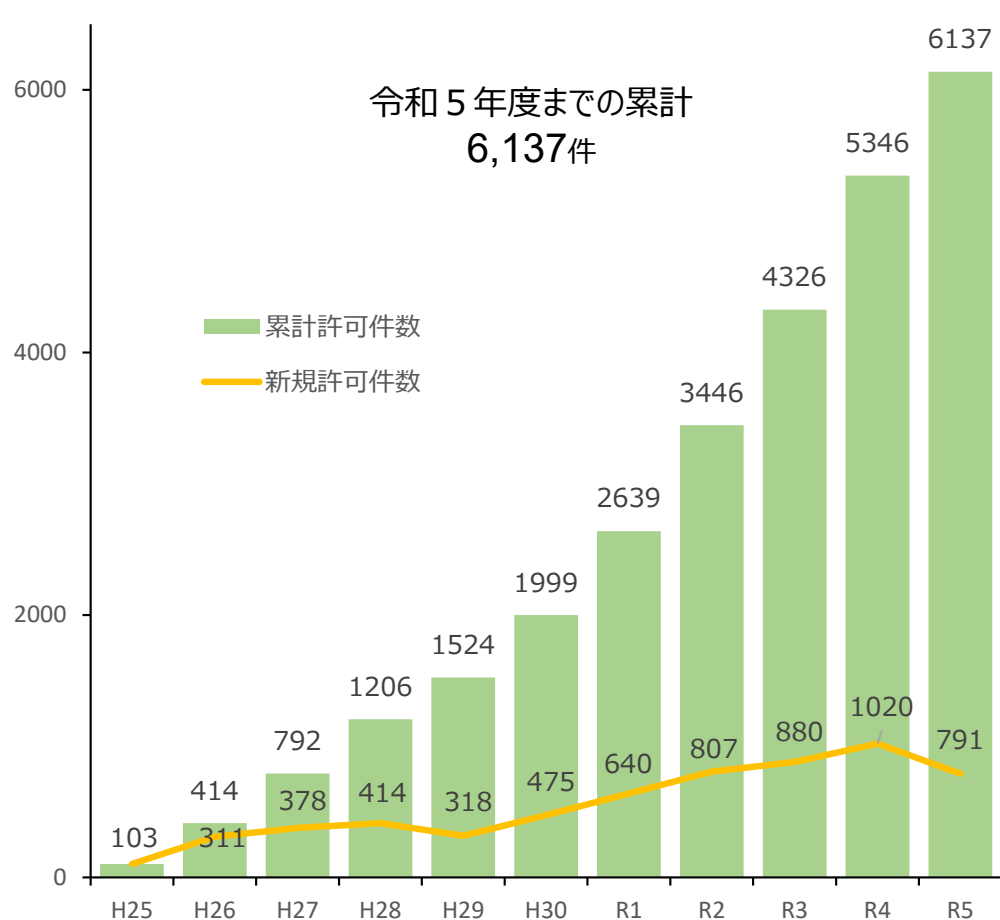
○望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】

・営農型太陽光発電については、農業との両立が図られる望ましい取組を明確化するとともに、地方公共団体等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。あわせて、農業との両立が図られない等の不適切な取組に対しては厳格に対応する。

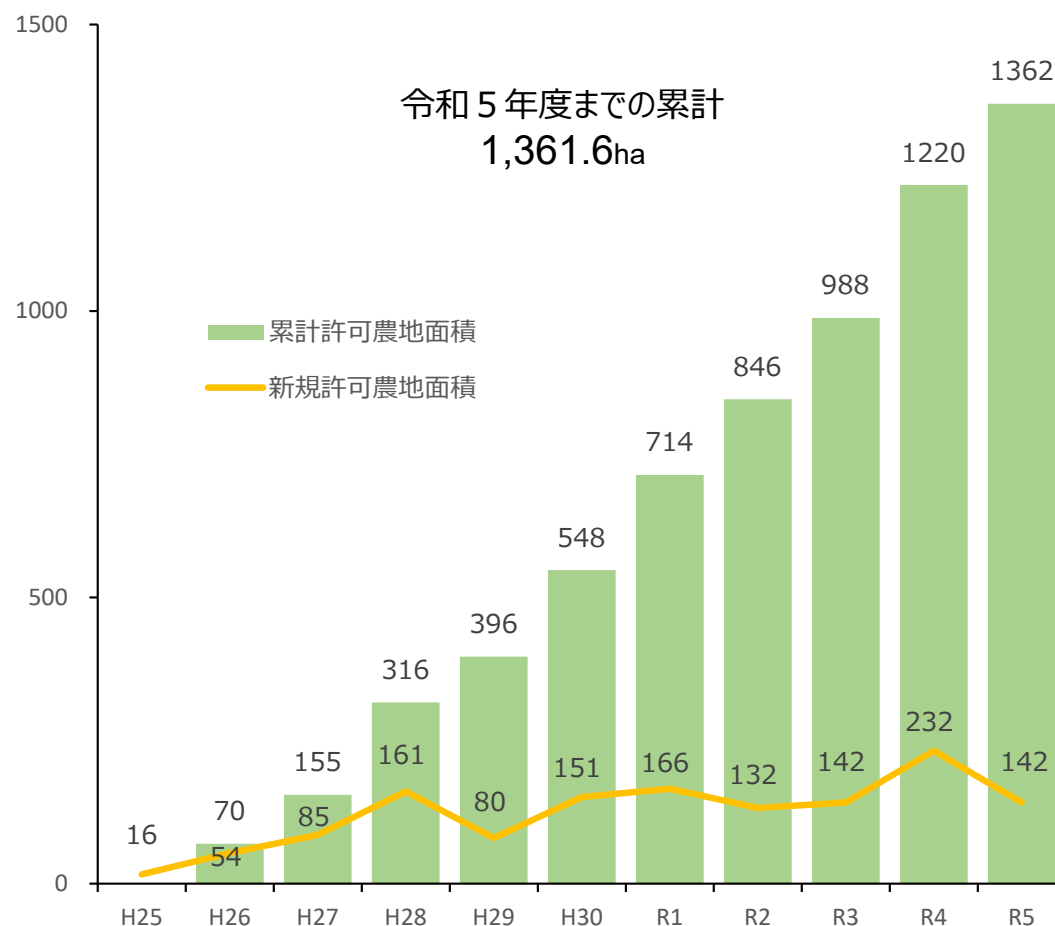
営農型太陽光発電設備の許可件数等の推移

- 営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数は、令和5（2023）年度までに6,137件、その発電設備下部の農地面積は1,361.6ha。

営農型太陽光発電設備を設置するための
農地の一時転用許可件数



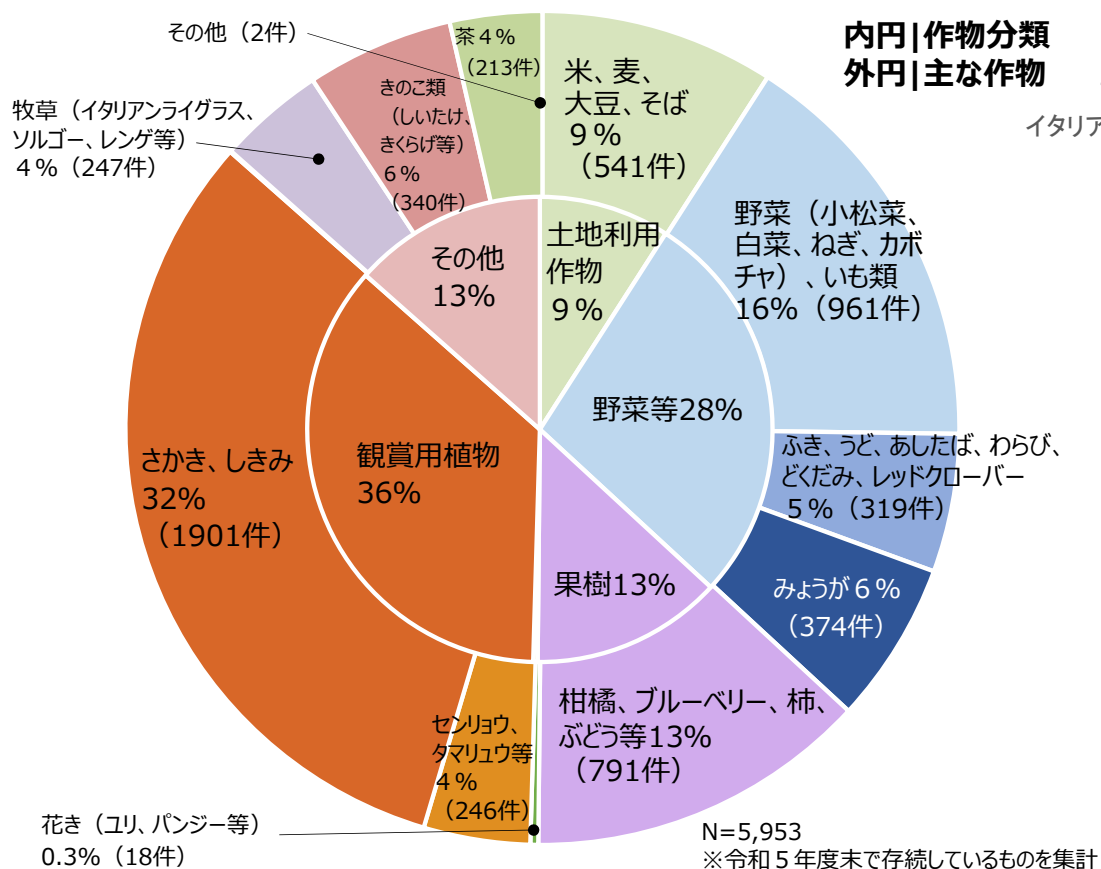
営農型太陽光発電設備下部の
農地面積



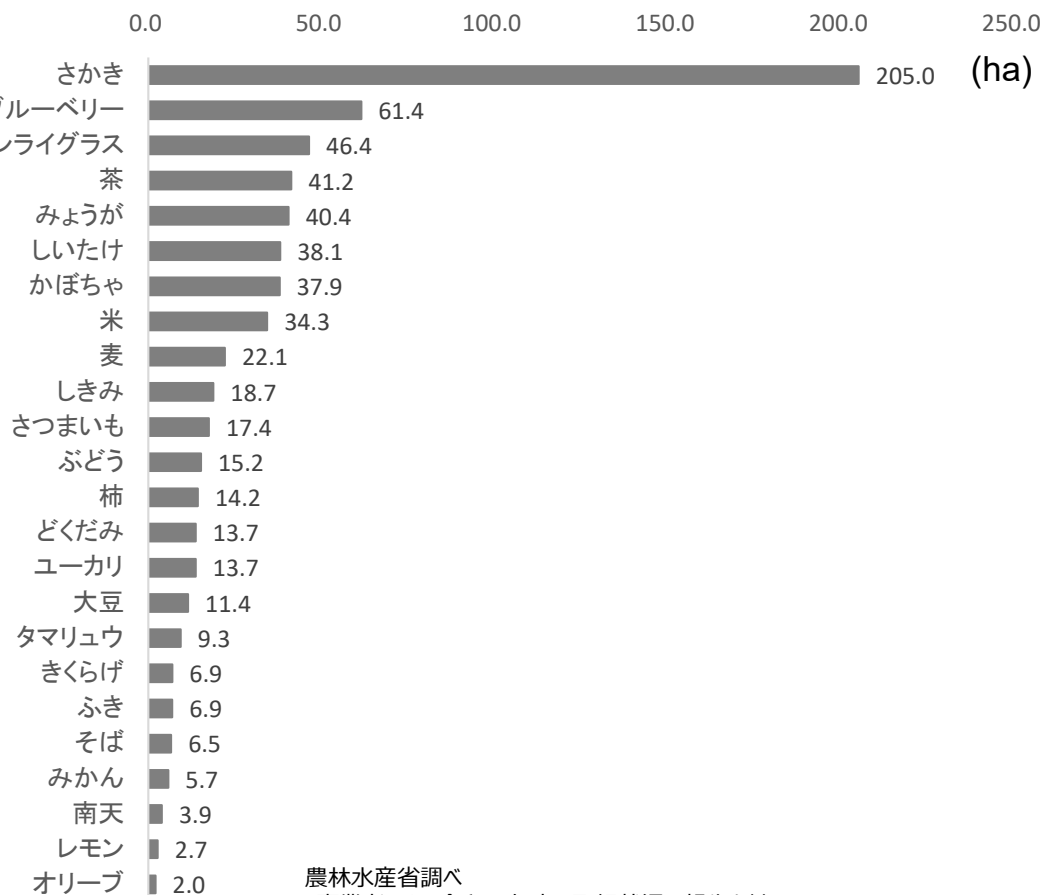
営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物

- 営農型太陽光発電設備の下部農地での栽培作物の分類をみると、観賞用植物が36%（2,147件）と最も多く、次いで、野菜等が28%（1,654件）、果樹が13%（791件）の順に多い。
- 主な作物別にみると、さかき、しきみが32%（1,901件）、みょうがが6%（374件）となっており、太陽光パネルにより遮光することを前提とした特徴的な作物が多く栽培されている。

下部農地での栽培作物（件数別）



下部農地での栽培作物（面積上位20品目）



農林水産省調べ

- 事業者による令和5年度取組状況の報告を基に、設備下の栽培作物の傾向を整理したもの
- 未作付の場合や複数種の作物が作付されている場合は集計の対象外

営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障がある割合

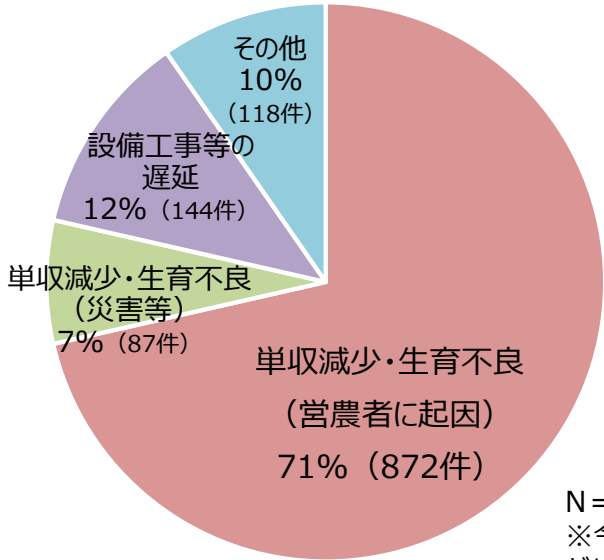
- 令和5年度末において、営農型太陽光発電設備の下部農地での営農に支障があったものの割合は24%（1,221件）となっており、前年度と比較して2%上昇（294件増）した。
- 支障の内容をみると、単収減少・生育不良（営農者に起因するもの）が71%（872件）となっており、このようなケースに対しては、農地転用許可権者が改善措置を講ずるよう指導を行っている。

下部農地での営農への支障の割合（令和5年度末）

営農型太陽光発電設備数	5,167件 (4,189件)
うち 支障あり	1,221件 (927件)
割合	24% (22%)

※令和5年度末で存続しているものを集計。
ただし、施設整備が未完了であるものが多い
令和5年度新規許可分は除外
※括弧内は令和4年度末実績

営農への支障の内容（令和5年度末）

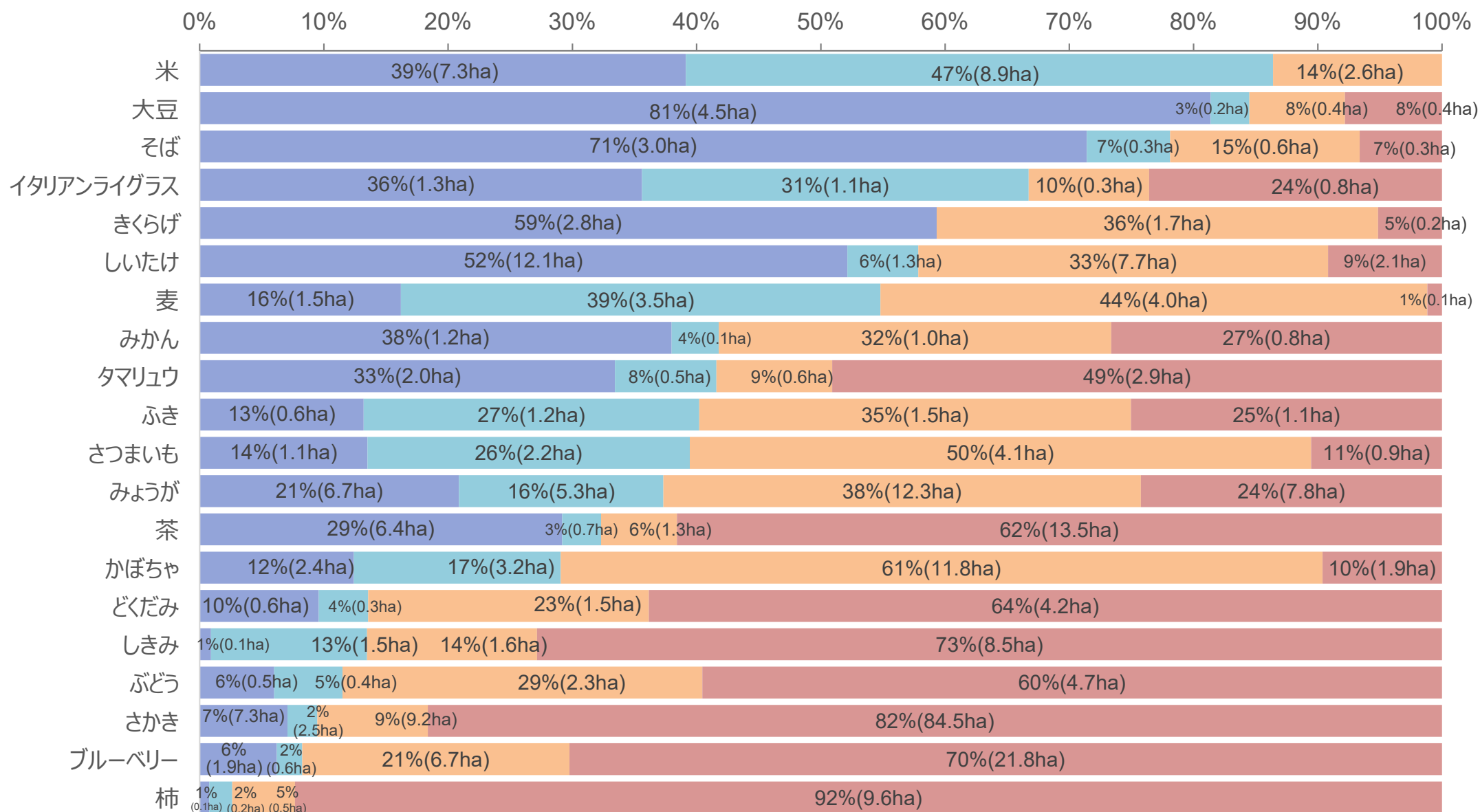


単収減少・生育不良（営農者に起因）	営農者の栽培管理等が不適当であったことにより、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているものや、生育状況が不良であるもの。
単収減少・生育不良（災害等）	台風等の災害、営農者の病気等により、同年同作物の単収と比較して2割以上減少しているものや、生育状況が不良であるもの。
設置工事等の遅延	営農型発電設備の設置工事が作付適期に完了しなかったため、作付けできなかったこと等によるもの。
その他	支障の内容が正確に把握できないもの等で、上記に該当しないもの。

営農型太陽光発電設備下における栽培作物について

作物別の単収確保割合一覧（面積ベース）

※本データはサンプル数やデータ検証等の課題があり、傾向の把握のみに利用するものとする。



※地域の平均的な単収と比較して、単収が、■ 90%以上 ■ 80%以上90%未満 ■ 0%超過80%未満 ■ 0% (育成中を含む)

※括弧内の数字は3ヶ年平均（令和2年度～令和4年度）の面積（単位:ha）。単収80%以上の割合が高い作物順にグラフを作成。

望ましい営農型太陽光発電に関する検討会 開催実績、委員名簿

- 基本計画に基づき、今後導入を推進する価値のある「望ましい営農型太陽光発電」の考え方を具体的に整理するため、有識者による「望ましい営農型太陽光発電に関する検討会」を設置。
- 本検討会は 農林水産省 大臣官房技術総括審議官 兼 農林水産技術会議事務局長 が招集するものとして、学識経験者や農業委員会関係者、農業者を参集。全6回開催し、制度見直しの方向性を取りまとめ。

【開催実績】

回	開催日	議 題
第1回	令和7年5月29日(木)	営農型太陽光発電の現状等について、取組紹介
第2回	令和7年6月10日(木)	研究内容等紹介、意見交換
第3回	令和7年6月30日(月)	意見交換（品目、生産性）
第4回	令和7年7月16日(水)	意見交換（生産者、地域共生）
第5回	令和8年1月23日(金)	意見交換（望ましい営農型太陽光発電の考え方（案）について）
第6回	令和8年4月15日(水)	意見交換（取りまとめ）

委員氏名	主要現職
石井 雅久	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究部門 資源利用研究領域 農業施設グループ 主席研究員
伊藤 俊彦	株式会社ジェイラップ 代表取締役
稲垣 照哉	一般社団法人全国農業会議所 相談役
加藤 洋一郎	東京大学大学院 農学生命科学研究科 農学国際専攻 教授
椿 茂雄	株式会社匠瑳おひさま畑 共同代表取締役 / 市民エネルギーちば 共同代表取締役
馬上 丈司	千葉エコ・エネルギー株式会社 代表取締役

- 国が営農型太陽光発電のあるべき姿を明確化し、地方公共団体等がそれに沿って適否を判断できるようにすることで、営農型太陽光発電の適正化を図る。

望ましい営農型太陽光発電の考え方

営農型太陽光発電の基本理念

- 適切な営農の継続を大前提として、特例的に農地一時転用を認めるものであること
(規定の収量減少のおそれなく、発電設備は簡易な構造で容易に撤去できるものであること)
- 将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること
- 農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること
- 地域と共生し、地域活性化に資する取組であること

基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

- ① 営農に関すること
 - ・(営農者)地域計画に位置づけられた者であること
 - ・(営農者)栽培する品目について50万円以上の生産・販売実績等を有している者であること
 - ・(品目)地域で栽培され、販売ルートが確立している品目であること
(米・麦・大豆は一定の遮光環境下でも適切な栽培管理を前提に規定の単収を確保することが可能)
 - ・(品目)原則毎年収穫可能な品目であること 等
- ② 発電設備に関すること
 - ・遮光率が30%未満であること
 - ・機械作業に支障がないものであること（最低地上高3 m以上、支柱間隔4 m以上） 等
- ③ 地域との共生に関すること
 - ・地域の農業者や周辺住民をはじめとした地域の合意が得られていること
 - ・発電事業者から営農者等に対し適正な利益還元を行うこと
 - ・土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがないこと
 - ・撤去費用の確保が確実であること 等

制度見直しの検討方向

- 望ましい営農型太陽光発電の考え方を「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本方針に明記し、国としての考え方を明確化
- ↓
- 地方公共団体等が、国の基本方針に沿って望ましい営農型太陽光発電の適否を判断できるよう関連制度を見直し



営農型太陽光発電の適正化

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針（告示）改定案概要

1 営農型太陽光発電の基本理念

営農型太陽光発電は、適切な営農の継続を大前提として、農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、特例的に農地を一時転用し、上部空間に太陽光発電設備を設置するものである。また、下部の農地において栽培する農作物の単位当たりの収穫量（単収）が、同一市町村区域内の同じ年産の平均的な単収と比較して、概ね2割以上減少するおそれがないものとする必要がある。加えて、次に掲げる取組とする必要がある。

- ・将来にわたって、農地の食料生産基盤としての機能が維持され、食料安全保障の確保に資する取組であること。
- ・農業者の所得向上や経営発展に資する取組であること。
- ・地域と共生し、地域活性化に資する取組であること。

2 基本理念実現のために求められる営農型太陽光発電の形状・形態

（1）営農に関すること

- a 営農者・地域計画において10年後の農業を担う者として位置づけられていること。
- ・栽培に必要な労働力が確実に確保されていること。
 - ・栽培品目について、50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が確保されていること。
- b 品目・栽培する農作物が、地域で一般的に栽培され、一般的な販売ルートが確立している品目であること。また、「一般的な販売ルート」には、一般的に市場価値が認められないものを発電事業者等が買い取る場合は含まれないことに留意すること。なお、これまでの実証研究等によると、米、麦、大豆は、（2）に掲げる遮光環境下であっても、適切な栽培管理を前提に、1に掲げる単収を確保することが可能である。
- ・原則毎年収穫可能な品目であること。作物の性質上やむを得ない場合であっても、3年以内に計画収量を確保できる品目であること。

（2）発電設備に関すること

- ・設備の遮光率が30%未満であること。ただし、遮光率での判定が困難な設備は、作物の生育期間を通じてほ場の全ての地点で日射量の減少が20%未満であること。
- ・ほ場からの最低地上高が概ね3メートル以上、かつ、農業機械の進行方向に対して支柱の間隔が概ね4メートル以上確保されていること。（定義等をより詳細に記載予定）

（3）地域との共生に関すること

- ・地域における協議会等及び地域計画の協議の場において合意が得られていること。
- ・発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること。（減収額等以上の水準で発電事業者、営農者間での協議・合意が必要な旨をガイドラインに記載）
- ・保険加入等、設備の損壊等による第三者への損害に対する補償が確実であること。
- ・虫食い状の設置など、土地改良事業の施行や農業経営の規模拡大等の施策の妨げになるおそれがあるものでないこと。
- ・撤去費用の確保が確実であること。

3 基本計画の作成に関する留意事項

市町村は、営農型太陽光発電設備を基本計画に含め、同設備の設備整備計画を認定しようとする場合は、1，2の考え方に従うものとする。

なお、公的機関による複数年の試験栽培結果等の科学的根拠の提示により基本理念の着実な実現が確保される場合には、国及び都道府県の助言に基づき、2について市町村が農業・農村の振興の方針や経営形態の特色・多様性に応じて特例的な対応を定めることができる。また、都道府県の機関と試験的栽培を行う場合も、同様に特例を設けることができる。

4 設備整備区域

位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる区域であること。特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。

- a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規模の拡大等の施策の妨げとなるおそれがないこと。

また、営農型太陽光発電は単収及び作業効率の低下を招くおそれや、将来的な土地改良事業の施行や農業経営規模拡大に影響を及ぼすおそれがあることなどを踏まえ、良好な営農条件を備えた農地を確保する観点等から営農型太陽光発電の設置が適当でないとし市町村が判断した農用地区域内農地を設備整備区域に含めることはできない。

5 設備整備計画の認定に関する留意事項

市町村は、申請に係る農地の一時転用期間が10年以内かつ適切であるか、栽培実績書及び収支報告書が毎年度確実かつ適切に提出されるか等を確認した上で認定の是非を判断する。なお、設備整備計画の認定に際し、必要に応じて国及び都道府県の助言等を受けることができる。

6 協議会の運営に関する留意事項

発電される電気の需要家が特定されている場合、当該需要家を構成員とすることについて特に留意するものとする。

7 国による施策の総合的な推進

技術的知見が求められる営農型太陽光発電に関する取組が行われる場合は、国は、相談窓口を通じたきめ細やかな情報提供や助言等に努めるものとする。

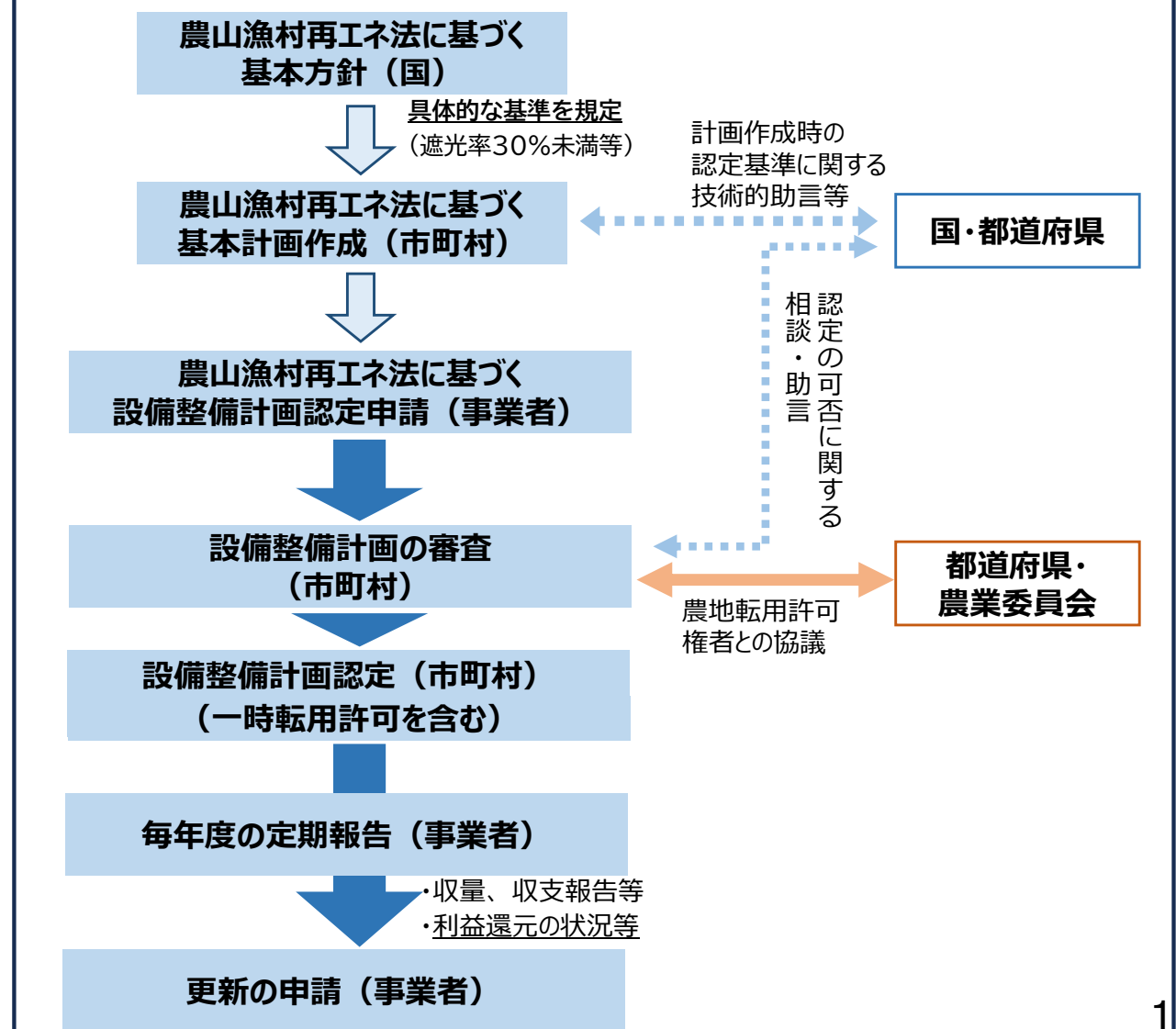
新たな制度の手続きフローについて

- 望ましい営農型太陽光発電に適合することについて、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく認定を受けることを一時転用許可の条件として位置づけることで、農地法単独では考慮することが難しい地域共生等の観点を営農型太陽光発電の制度として組み込み、適切な導入を図る。

【現行制度(農地法)】



【新たな制度(農地法 + 農山漁村再エネ法)】



既存事業者への対応の厳格化について

法の不遡及の原則等を踏まえ、既存事業者については、現在の基準を適用させることが基本となるが、最大限、厳格に対応する。

1. 新たな基準への適合促進

現在の基準（農地法省令）

- ① 下部農地での営農の適切な継続が**確実**か
 - ▶ 生産された農作物の品質が著しく劣化しないか
 - ▶ 平均的な単収より2割以上減収しないか
- ② 毎年の栽培実績及び収支報告が適切に行われるか
- ③ 農作物の生育に適した日照量が保たれるか
- ④ 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上高2 m以上）であるか

等

新たな基準（案）（農山漁村再エネ法基本方針）

再許可時の許可基準に追加

- ア 栽培に必要な労働力が**確実に確保**されていること
- イ 栽培品目について、50万円以上の生産・販売実績等を有しているなど、業としての農業の持続性が**確保**されていること
- ウ 栽培農作物が、地域で一般的に栽培され、市場価値があり、一般的な販売ルートが**確立**していること
- エ **原則毎年収穫可能な品目**であること。やむを得ない場合でも3年以内に計画収量を確保できること

「望ましい取組」として明確化

- オ 営農者が地域計画において、10年後の農業を担う者として位置づけられていること
- カ 発電設備の遮光率が30%未満（遮光率での判定が困難な設備は日射量の減少が20%未満）
- キ ほ場からの最低地上高が概ね3 m以上、かつ、支柱の間隔が概ね4 m以上確保されていること
- ク 発電事業者から営農者等に対し、適正な利益還元が行われること

等

2. 国主導の取締り強化等

- 都道府県と一体となって対応する国の審査/現地調査の対象の下部農地面積を4 haから2 haに引き下げ
- 勧告・命令の判断基準の明確化
例：実績報告書の未提出、是正の指導に従わない、2年以上継続して収量要件を大幅に下回っている、営農計画どおり収穫が行われない 等
- 国に報告された栽培実績データのほか、衛星データも活用し、不適切案件を捕捉し勧告・命令相当であることを自治体へ通知
- 勧告を受けてから所要の期間内に改善が見られない者による再許可申請は不許可とする運用方針の明確化
- 一時転用許可期間の短縮によるチェックの強化

今後期待される営農型太陽光発電の取組

- 営農型太陽光発電は、適切に取り組まれる限りにおいては農業経営の改善につながる手段の一つとして有用である。
- 地域活性化につながる取組やエネルギー地産地消の取組など、今後の拡大が期待される取組も現れており、農山漁村再エネ法に基づき、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進していくことが重要。

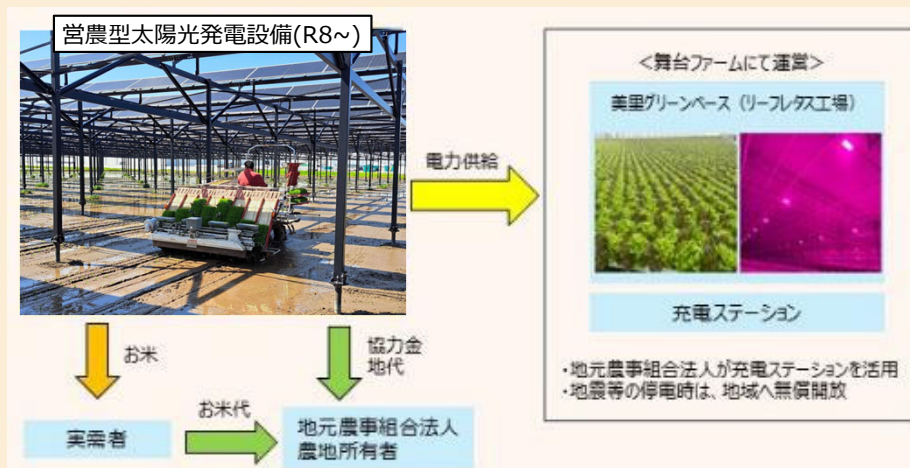
市民エネルギーちば（株）（千葉県匝瑳市）

- ◆ 発電よりも農業を優先した設備設計を行い、有機大豆や有機大麦を栽培。
- ◆ 売電収入は地権者への地代や営農者への協力金（8万円/10a）のほか、基金として積み立て、耕作放棄地の再生や地域の環境保全活動などに活用。
- ◆ 令和元年9月の台風15号に伴う停電の際には携帯電話等の無料充電所として開放し、地域住民150名が利用。市と災害時の協定を締結し、非常用電源として活用できる体制を整備。
- ◆ 株式会社TERRAと連携し、営農型太陽光発電におけるペロブスカイト太陽電池の導入実証や水稻栽培への展開も予定。



（株）舞台ファーム（宮城県美里町）

- ◆ 令和3年、美里町に太陽光とLEDを併用した大型レタス栽培施設（美里グリーンベース）を開設。東北・関東・中部地方に出荷。
- ◆ 隣接する水田に営農型太陽光発電設備を設置し、施設での使用電力の約78%を賄うことをはじめ、地域の農業のカーボンニュートラル推進に向けて、営農型太陽光発電を活用（令和8年3月稼働開始）。
- ◆ 同社は農業の課題解決策として今後取組の全国展開を構想。



參考資料

- 令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村政策審議会企画部会にて、食料・農業・農村基本計画の議論が進められ、4月11日（金）に閣議決定されたところ。
- 同計画において、営農型太陽光発電は望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進することとなっている。

● 食料・農業・農村基本計画 抜粋

イ) 再生可能エネルギーの利用推進

農山漁村における再生可能エネルギーは、相談窓口の設置や営農型太陽光発電のモデル的取組の支援等により、2023年度の経済規模は774億円となり、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針」（平成26年5月制定、令和3年7月一部改正）における2023年度目標である600億円を達成した。

一方、太陽光発電のFIT調達価格は、10円/kWh程度まで下落しているほか、出力制御エリアは全国に拡大しており、今後はこれまでのような売電収入は見込めないため、FIT/FIPのみに依存しない、再生可能エネルギーの農山漁村への導入推進や先進技術の導入が課題となっている。

このため、太陽光やバイオガス等の再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で活用する地産地消の取組のモデルの構築や普及、エネルギーを地域全体で管理し効率的に活用する農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS）の導入を推進するとともに、次世代型太陽電池（ペロブスカイト）などの導入効果の検証等を行う。また、**営農型太陽光発電については、望ましい取組を整理するとともに、適切な営農の確保を前提に市町村等の関与の下、地域活性化に資する形で推進する。**

くわえて、農業水利施設を活用した小水力等発電について、優良事例の横展開、関連施策の周知等により導入を促進する。

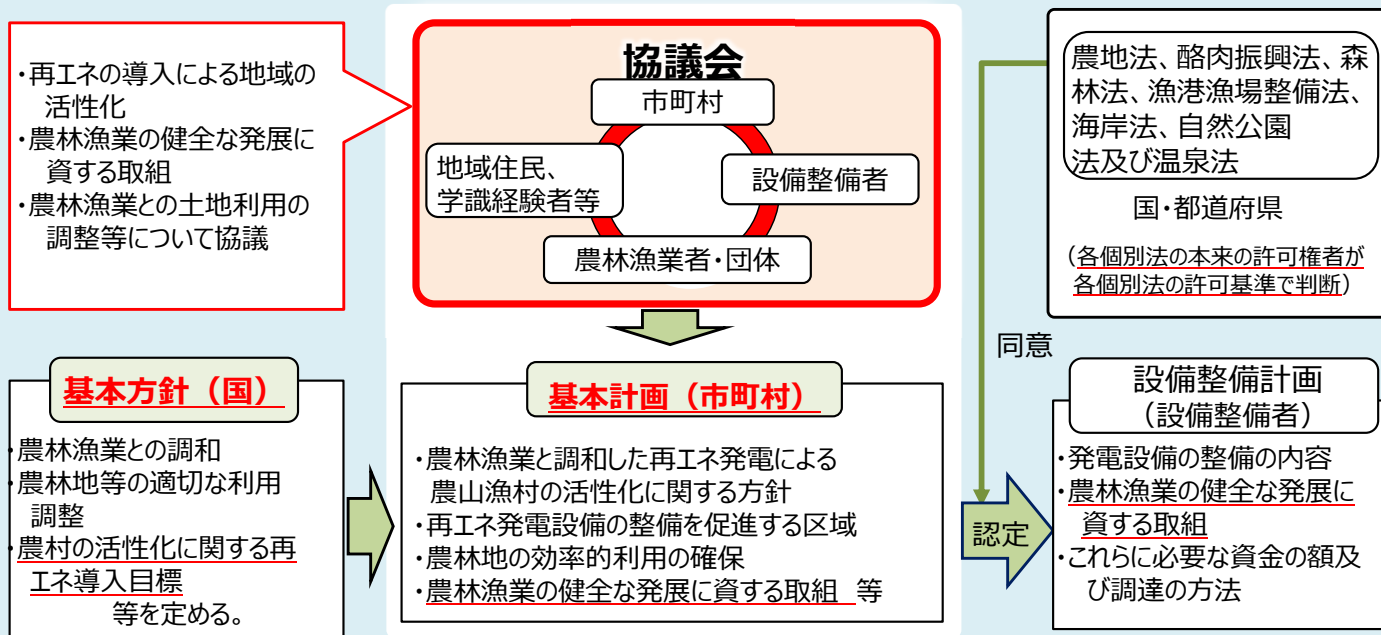
農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- 平成25年11月、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）が成立。（平成26年 5 月 1 日施行）
- 本法律では、市町村が、関係者と協議を行いつつ、再生可能エネルギーの導入に関する計画を作成。
- 食料生産や国土保全等の農山漁村が保有する重要な機能の発揮に支障を来することがないように、農林地等の利用を適切に行うとともに、再エネ導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する枠組みを構築。

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



3. 認定された設備整備計画に係る特例措置

- ① 農地法等の許可又は届出の手續のワンストップ化（認定により許可があったものとみなす等）
- ② 地域資源バイオマス発電設備に係るFIT制度上の出力制御ルールの特遇
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等について第1種農地の転用不許可の例外等

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

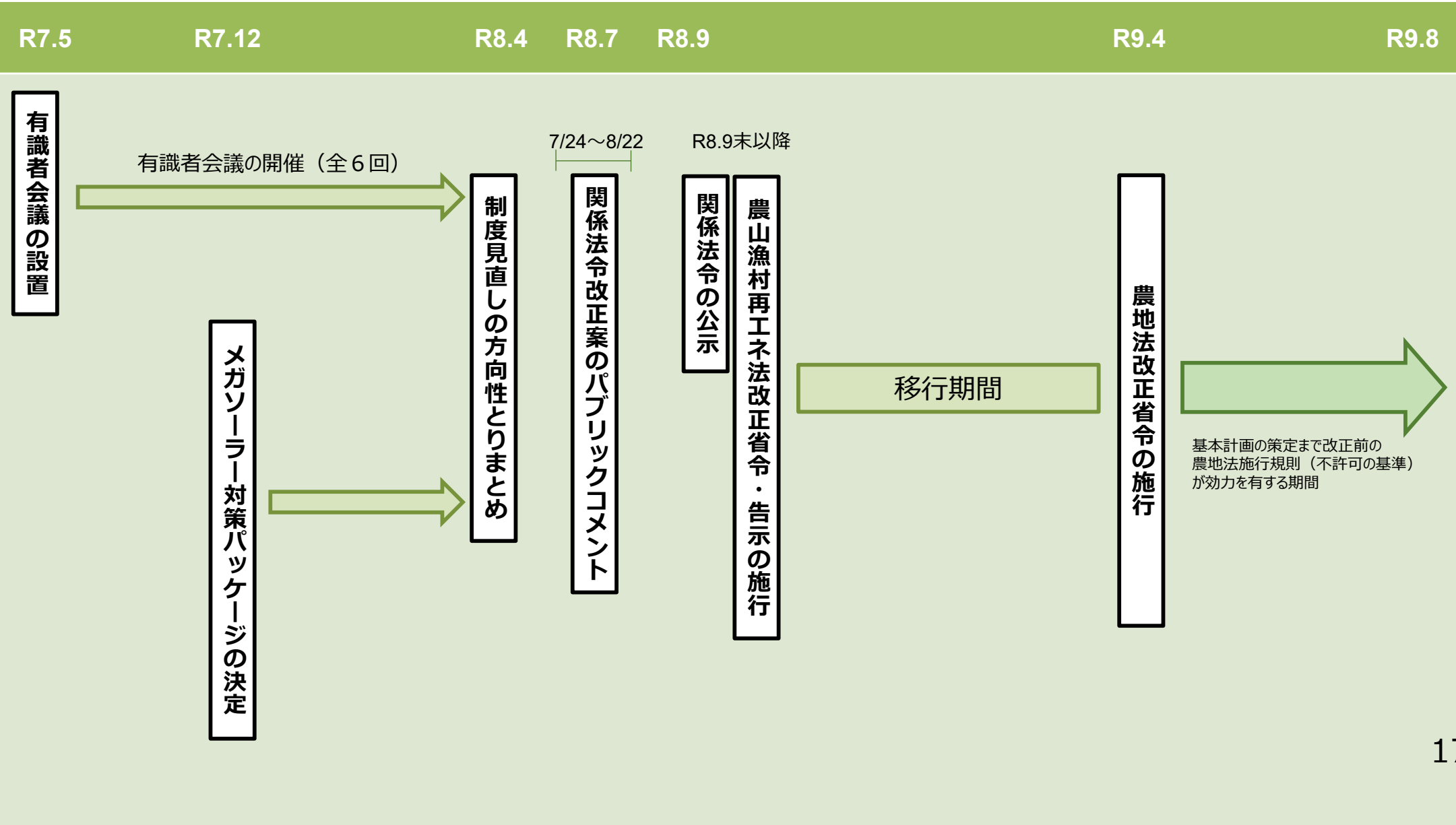
関係規定の改正について

- 農地法に基づく取扱いから、農地法及び農山漁村再生可能エネルギー法に基づく取扱いとするため、関係規定を改正（パブリックコメント：7/24～8/22）。

項 目	現行規定の内容	規定改正の方向性
望ましい営農型太陽光発電の考え方	(規定なし)	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針（告示）に規定
農地転用不許可の基準	単収がおおむね二割以上減少するおそれがある場合等は不許可 (農地法施行規則)	農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定の見込みがない場合は不許可 (農地法施行規則) ※現行の単収要件等は農山漁村再エネ法基本方針に規定
農振農用地における取扱い（設備整備区域）	営農型太陽光は一時転用として扱われており、一時転用は農振農用地を含め転用可 (農地法施行令、同施行規則)	望ましい営農型太陽光発電に限り、農振農用地を含め設備整備区域を設定できるよう規定（農地法上は一時転用） (農山漁村再生可能エネルギー法施行規則)
設備整備計画の内容、添付書類等	農地法施行規則に規定	利益還元の取組や販売先等について新たに記載するよう、 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定に関する省令に規定
その他（既存事業者への対応の厳格化）	ガイドラインに規定 (営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関する ガイドライン)	勧告・命令の判断基準や許可期間の短縮、現地調査の対象となる面積の引下げ等については、 通知やガイドラインの改正 により対応

新制度移行までのスケジュールについて

- 農山漁村再エネ法の改正省令・告示については9月末以降の改正を予定しており、その後、改正農地法施行規則の施行を予定している令和9年4月から新制度へ移行。



＜対策のポイント＞

地域の関係者が集まった協議会等が行う、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物（ソルガム、ヤナギ等）や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用に向けた実証を支援します。

＜事業目標＞

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマス利用率（80%）〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

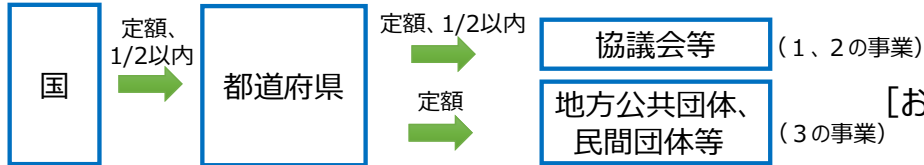
国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証を支援します。

② 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

- ※以下の場合に優先的に採択します。
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
 - ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
 - ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援



地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援



ペロブスカイトのイメージ（積水化学提供）

既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証



② 未利用資源の混合利用促進



エネルギー化



木質バイオマス発電所等

- ① 資源作物の燃焼実証
- ② 未利用資源の混焼実証

資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

〔お問い合わせ先〕（1、2の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）
（3の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）18

＜対策のポイント＞

食料・農林水産分野におけるGX（グリーントランスフォーメーション）関連投資を促進するため、農林漁業者や食品事業者、地方自治体等が、優れた技術やノウハウ等を有する民間企業と連携・協業して取り組む環境負荷低減や気候変動への適応、国産バイオマスの活用等の事業展開を支援します。

＜事業目標＞

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPI等の達成〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 食農GXプロジェクト実現支援

農林漁業者等が民間企業とともにコンソーシアムを形成し、民間企業の優れた技術やノウハウを活用しつつ、食料・農林水産分野における環境負荷低減等のGX実現を図る計画的な取組を支援します。

① 支援対象となる取組（例）

環境負荷低減や気候変動適応に資する資材の開発・普及や製造・販売における低コスト化や市場拡大、ネイチャーポジティブやGHG排出削減による付加価値向上、太陽光や国産バイオマスを活用した資源循環、プラスチック対策、J-クレジットの創出・拡大等

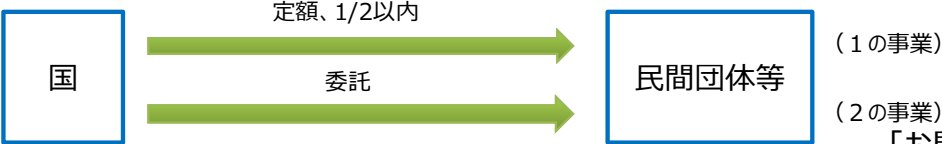
② 支援内容

- （ハード支援）①の取組に必要な機械・施設等の整備
- （ソフト支援）①の取組に必要な調査・検証、新技術の導入、商品開発等

2. 食農GXプロジェクトを推進するための環境整備

GXに関連する有望な技術シーズの発掘や技術フェーズに応じた対応の検討等により、GX投資拡大に向けた予見可能性の向上を図り、食料・農林水産分野のGXプロジェクトを推進するための環境整備を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

＜プロジェクトイメージ：ハード支援＞



＜プロジェクトイメージ：ソフト支援＞

